

平成 30 年 1 月 15 日

大磯町下水道運営審議会
会長 梶田 佳孝 殿

大磯町長 中崎 久雄



大磯町公共下水道使用料の改定について（諮問）

町の公共下水道における平成 28 年度末人口普及率は約 75%であり、今後、より一層の下水道整備が望まれる状況にあります。

しかしながら、町の人口は増減を繰り返しながらもほぼ横ばいの状況にあり、また、節水等の要因から有収水量は伸び悩みとなっており、更なる整備の推進や維持管理等を実施していくためには、これからも多額の財源を確保していく必要があります。

平成 26 年度から 27 年度における本審議会において、公共下水道使用料の改定について審議をいただき、平成 27 年 10 月 2 日付けにて答申を受けています。

この答申を基に、現行の公共下水道使用料は平成 27 年 12 月 2 日付けで、大磯町公共下水道使用料条例を改正し、平成 28 年 4 月 1 日から施行していますので、平成 29 年度末で 2 年を経過することとなり、今後も下水道事業の経営の健全化を図るため、概ね 3 年ごとを目途に下水道使用料の見直しを行うことが必要とされています。

このような状況から、下水道管理運営費の財源確保を基調とし、維持管理費と資本費の回収率向上を含め、その適正な使用料について検討していただきたく、大磯町附属機関の設置に関する条例第 2 条別表に基づき諮問します。